

I. 前史¹

- [ヴェルサイユ条約](#) 227 条 “a special tribunal”
 - 裁判か à la Napoléon か
- 連合国による Kaiser 引渡要求 [The Times, 19 January 1920, p. 12](#). (ページ中ほど)
 - “the premeditated violations of international treaties, as well as the systematic ignoring of the most sacred laws of international justice”
- オランダによる引渡拒否 [The Times, 24 January 1920, p. 12](#). (ページ右端の記事)
 - “If in the future it was in the intention of the nations to establish...”

II. 国際軍事裁判

- [ニュルンベルク](#)²
 - 法的根拠 [Agreement for the Prosecution and Punishment of Major War Criminals of the European Axis \(Charter of the International Military Tribunal\)](#), 8 August 1945.
 - ◇ 1 条・2 条、附属の Charter
 - ◇ ドイツの同意は?
 - [Act of Military Surrender by Germany, 8 May 1945](#) 3 項
 - Declaration regarding the Defeat of Germany and the Assumption of Supreme Authority with Respect to Germany, 15 June 1945, TIAS 1520, [3 Bevans 1140](#) 前文 2 項・5 項、13 条(b)
 - 裁判所の構成
 - ◇ 裁判官選任方法 Charter 2 条
 - 権限
 - ◇ 対象犯罪 Charter 6 条
 - 法的地位に関する規定なし
 - [判決](#)

¹ William A. Schabas, [The Trial of the Kaiser](#), Oxford University Press, 2018. 大沼保昭『戦争責任論序説』(東京大学出版会、1975 年) 第 1 章第 1 節、清水正義「第一次世界大戦後の前ドイツ皇帝訴追問題」白鷗法学 21 号 (2003 年) 133 頁。

² パーシコ『[ニュルンベルク軍事裁判](#)』(原書房、2003 年)、清水正義『[「人道に対する罪」の誕生](#)』(丸善プラネット、2011 年)、芝健介『[ニュルンベルク裁判](#)』(岩波書店、2015 年)、ヴァインケ『[ニュルンベルク裁判](#)』(中央公論新社、2015 年)、サンズ『[ニュルンベルク合流](#)』(白水社、2018 年)、ハイデッカー・レープ『[ニュルンベルク裁判 1945-1946](#) [上](#)・[下](#)』(白水社、2023 年)。

- [東京](#)³
 - 法的根拠
 - ◇ [Instrument of Surrender, 2 September 1945](#). 5 項・6 項
 - ◇ Communiqué on the Moscow Conference, 27 December 1945, [UNTS, vol. 20](#), p. 259, No. 319, II.B.5.
 - ◇ [Special proclamation by the Supreme Commander \(Charter of the International Military Tribunal for the Far East](#)⁴), 19 January 1946.
 - 裁判所の構成
 - ◇ 裁判官選任方法 2 条
 - 権限
 - ◇ 対象犯罪 5 条 a, b, c
 - 法的地位に関する規定なし
 - [判決](#)
- 批判
 - 不公平性 “Victor’s justice”
 - 罪刑法定主義違反
 - ◇ 1920 年のオランダ回答
 - Tu quoque
- 対象国による受容
 - [対日平和条約](#) 11 条
 - ドイツ
 - ◇ 戦後・占領処理条約（1952 年。1954 年議定書により修正されて発効）⁵
 - 6 条 1 項 “without calling in question the validity of the convictions”

³ 細谷千博ほか『東京裁判を問う』（講談社、1989 年）、日暮吉延『東京裁判の国際関係』（木鐸社、2002 年）、ボイスター・クライヤー『東京裁判を再評価する』（日本評論社、2012 年）、戸谷由麻『東京裁判』（みすず書房、新装版、2018 年）、宇田川幸大『東京裁判研究』（岩波書店、2022 年）、戸谷由麻・デイヴィッド・コーエン『実証研究 東京裁判』（筑摩書房、2023 年）。

⁴ 27 頁以下の 1946 年 4 月 26 日付の Charter を参照。

⁵ Convention on the Settlement of Matters Arising out of the War and the Occupation, [United Nations Treaty Series, vol. 332](#), No. 4762, p. 219.

☆ 1962 年刊の西ドイツ国際法教科書

Was also in Wirklichkeit vorlag, war die Eliminierung der Führer des besiegten Staates durch die Siegerstaaten, mit dem überwiegen des Strafzwecks der Rache.⁶

【仮訳】実際に行われたのは、戦勝国による敗戦国指導者の排除であり、その目的は専ら復讐という懲罰的なものであった。

☆ 連邦憲法裁判所 Hess 事件 1980 年 12 月 16 日判決⁷

Die Bundesrepublik Deutschland ist für den gegen den Beschwerdeführer verhängten Freiheitsentzug weder in seinem Ursprung noch für seine Fortdauer oder die Art und Weise seines Vollzugs verfassungsrechtlich oder völkerrechtlich verantwortlich [...].

Die Bundesrepublik Deutschland nimmt die von dem Tribunal verhängte Maßnahme, deren Vollzug und die insoweit geltend gemachten Besatzungskosten als Folge der Niederlage Deutschlands zwar hin; sie wirkt dadurch aber weder an der Fortdauer des Freiheitsentzugs noch an den Haftbedingungen, denen der Beschwerdeführer ausgesetzt wird, mit. In dieser Hinnahme liegt jedoch keine völkerrechtliche Anerkennung dieser Maßnahme oder ihres Vollzugs.

【仮訳】ドイツ連邦共和国は、原告に科された拘禁に関し、その原因、期間、執行形態のいずれについても憲法上も国際法上も責任を負わない [……]。

ドイツ連邦共和国は、[国際軍事] 裁判所により科された措置、その執行、それにより生じる占領費用を、まさにドイツの敗戦の結果として甘受する。しかし、ドイツは原告の拘禁の継続についても状況についても何ら影響を与えていない。[国際軍事] 裁判所の措置などを甘受することは、それらの措置あるいはその執行を国際法上承認することには全くならない。

III. アドホック刑事裁判所

A. 安保理決議による設立 ICTY⁸/ICTR⁹ →IRMCT

- [ICTY 決議 827 \(1993\)](#) / [ICTR 決議 955 \(1994\)](#) → [IRMCT 決議 1966 \(2010\)](#)

➤ なぜ安保理決議？

⁶ Friedrich Joseph Berber, [Lehrbuch des Völkerrechts, Bd. 2: Kriegsrecht](#), München, Beck, 1962, S. 259.

⁷ BVerfGE 55, 349 - Hess-Entscheidung, 16. Dezember 1980, B.I.2. 判決英訳は [International Law Reports](#), vol. 90, p. 387. 日本語解説として、湯山智之「[外交的保護と個人の地位 \(4・完\)](#)」立命館法学 2024 年 2 号 136 頁、142-145 頁。

⁸ 多谷千香子「旧ユーゴ国際刑事裁判所の活動」芹田健太郎（編）『[講座国際人権法 4 国際人権法の国際的実施](#)』（信山社、2011 年）387 頁。

⁹ 稲角光恵「ルワンダ国際刑事裁判所の設立および活動の意義」芹田健太郎（編）『[講座国際人権法 4 国際人権法の国際的実施](#)』（信山社、2011 年）409 頁。

- 裁判官選任方法
 - [ICTY 規程](#) 13 条 bis、[ICTR 規程](#) 12 条 bis、IRMCT 規程（決議 1966）10 条
 - ◇ IRMCT 裁判官 Akay に関する問題 → 第 2 部 10. 免除
- 対象犯罪
 - ICTY 規程 2 条から 5 条、ICTR 規程 2 条から 4 条、IRMCT 規程 2 条
- 国内裁判所との関係
 - ICTY 規程 9 条 2 項、ICTR 規程 8 条 2 項、IRMCT 規程 5 条 2 項
- 裁判所の法的地位
 - 安保理決議による設立
 - 特権免除 ICTY 規程 30 条、ICTR 規程 29 条、IRMCT 規程 29 条
 - 予算 ICTY 規程 32 条、ICTR 規程 30 条、IRMCT 規程 30 条
- 批判
 - 安保理による権限踰越？
 - ◇ [Prosecutor v Tadić, Trial Chamber, 10 August 1995](#). 【判例国際法（第 3 版）97】
 - 平和に対する脅威認定（憲章 39 条）は政治判断 パラ 21-24
 - 裁判所設立は 41 条で可能 パラ 25- 35
 - ◇ [Prosecutor v Tadić, Appeals Chamber, 2 October 1995](#). 【判例国際法（第 3 版）97】
 - 政治問題の法理は適用されない パラ 25
 - 平和に対する脅威認定
 - ◆ 安保理が全面的裁量を有するのではない パラ 29
 - ◆ 本件では武力紛争あり パラ 30
 - 裁判所設立は第 7 章に基づき可能 パラ 39-40
 - 罪刑法定主義
 - ◇ ICTY 規程 3 条・ICTR 規程 4 条柱書 “but not limited to”
 - ◇ 「犯罪の構成要件……などの規定には不明確さが残っているので、こうした機関に被疑者を引き渡すことは、憲法上問題であるとの主張」¹⁰

¹⁰ 伊藤哲夫「旧ユーゴ国際裁判所の法的な枠組みと問題点」[立教法学](#) 40 号（1994 年）153 頁、281 頁。

B. 混合裁判所¹¹ SCSL・ECCC

● [SCSL](#)¹²

- 法的根拠
 - ◇ [安保理決議 1315 \(2000\)](#) 1 項
 - ◇ [国連とシエラレオネとの条約](#) (2002) 1 条
- 裁判官選任方法 [SCSL 規程](#) 12 条 1 項
- 対象犯罪 SCSL 規程 2 条から 5 条
- 裁判所の法的地位 国連とシエラレオネとの条約 8 条・9 条・12 条・13 条

● [ECCC](#)¹³

- 法的根拠
 - ◇ [総会決議 57/228B](#)
 - ◇ [国連とカンボジアとの条約](#) (2003) 2 条
 - ◇ [裁判所設立法 \(2004 改正法\)](#)
- 裁判官選任方法 条約 3 条 1 項
- 対象犯罪 条約 9 条
- 裁判所の法的地位 条約 18 条から 20 条

以上

¹¹ 野口元郎「混合法廷」寺谷広司・伊藤一頼（編）『[国際法の現在](#)』（日本評論社、2020 年）202 頁、田村恵理子「混合裁判所の活動と成果および課題」申恵丰（編）『[新国際人権法講座 第 5 巻 国内的メカニズム・関連メカニズム](#)』（信山社、2023 年）247 頁。

SCSL・ECCC 以外の例につき、竹村仁美「レバノン特別法廷をめぐる国際刑事法上の諸論点」[北九州市立大学法政論集](#) 40 巻 4 号（2013 年）203 頁、稲角光恵「[戦争犯罪および臓器違法取引等を処罰するコソボの混合法廷](#)」[金沢法学](#) 61 巻 2 号（2019 年）23 頁。

¹² 望月康恵「真実和解委員会と特別裁判所」落合雄彦（編）『[アフリカの紛争解決と平和構築——シエラレオネの経験](#)』（昭和堂、2011 年）119 頁、稲角光恵「[子ども兵士に関する戦争犯罪——ノーマン事件管轄権判決（シエラレオネ特別裁判所）](#)」[金沢法学](#) 48 巻 1 号（2017 年）77 頁、稲角光恵「[国際刑事裁判における欠席裁判——国際刑事裁判所（ICC）とレバノン特別法廷の最近の動向](#)」[金沢法学](#) 63 巻 2 号（2021 年）13 頁。

¹³ 古谷修一「カンボジア特別裁判部の意義と問題」[国際法外交雑誌](#) 102 巻 4 号（2004 年）46 頁、野口元郎「カンボジア特別法廷の法的構造と実務的課題」芹田健太郎（編）『[講座国際人権法 4 国際人権法の国際的実施](#)』（信山社、2011 年）431 頁、竹村仁美「[カンボジア特別法廷の現状と課題](#)」[九州国際大学法学論集](#) 18 巻 3 号（2012 年）57 頁。